

厚木市立三田児童館再整備の方向性について

1 再整備の必要性

三田児童館は、市街化調整区域に立地し、昭和 42 年 2 月に建築され、厚木市内の児童館の中で最も古い児童館となります。公共施設個別施設計画では、三田児童館の目標耐用年数を建築後 60 年としており、令和 9 年に建物の更新時期を迎えることから、適正な規模での建て替えを行うことを位置付けています。

また、当該児童館は、急傾斜地の土砂災害警戒区域内にあり、交通量の多い道路（市道 2-33 号線）のカーブに面した施設であることから、利用する児童の安全性に配慮し、早期の移転・再整備が求められています。

<概要>

年間利用者数	4,621 人（令和元（2019）年から令和 5（2023）年までの直近 5 年間の平均年間利用者数）	
開館日	359 日（休館日：年末年始 12/29～1/3）	
開館時間	月曜日から金曜日まで（休日を除く）	午後 1 時から午後 5 時まで
	上記以外の開館日	午前 10 時から午後 5 時まで
おひさまタイム	火、木曜日	午前 10 時から正午まで
建物概要	木造平屋建て	
延床面積	194.59 m ²	
各諸室	○事務室 10 m ² ○和室（12 畳） 19 m ² ○遊戯室 67 m ² ○図書室 13 m ² ○トイレほか旧調理室・管理人室	
敷地面積	1,352.76 m ² 【借地：三田八幡神社】	

2 地元からの要望

三田児童館運営委員会からは、主に次の意見を伺っています。

- ①建物の裏側が急傾斜地（イエローゾーン）である立地場所の危険性
- ②外壁の傷みや天井裏を通る水道管の不具合など施設の老朽化
- ③付近の道路が急坂・急カーブで交通事故の危険性

以上、3 点の理由から新たな場所への移転を前提とした建て替え要望がされております。

3-2 小・中学校と児童館の複合化に対する基本的な考え方

児童館の再整備に当たり、令和4年度に公共施設最適化基本計画等に基づき、小・中学校と児童館との複合化に対する基本的な考え方を整理しました。基本的な考え方では、複合化した際の効果を踏まえ、児童館及び小・中学校との複合化を行うこととしています。

◆ 厚木市公共施設最適化基本計画等に基づく小・中学校と児童館・老人憩の家との複合化について抜粋

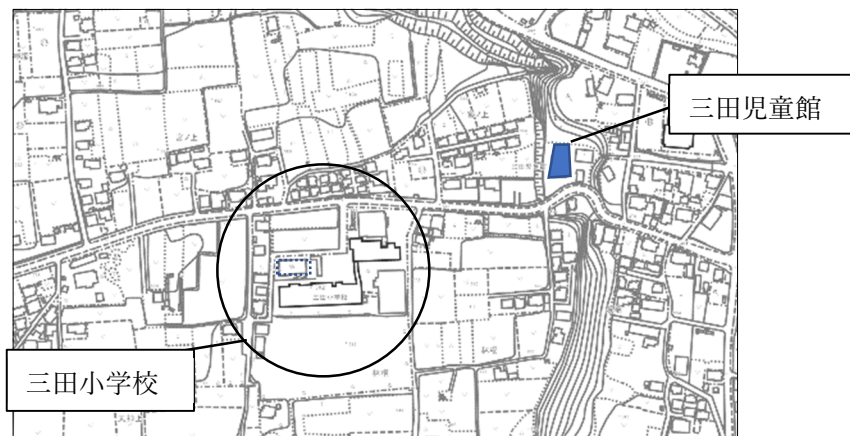
児童館は、施設利用者の多くが児童であることから、施設の利便性向上、放課後の居場所づくりの充実の観点から、大きな効果が期待できることなどを踏まえ、小・中学校との複合化を行うこととしています。

なお、複合化に当たっては、既存施設が立地する学区や老朽化の状況などを踏まえて検討を行います。

3-3 小・中学校と児童館の複合化の検証

小・中学校と児童館の複合化に対する基本的な考え方に基づき、三田小学校及び睦合中学校について複合化の検証を行いました。

1 三田小学校（築51年）との複合化



項目	評価	備考
立地環境	○	学校敷地のため良好
児童の利便性	○	利用者の多くが小学生であることから、直接来館等の運用ルール の整備によって、利便性の向上が更に期待できる。
地域コミュニティの形成の場	○	利用者の拡大や他学年を含む児童の交流の促進が期待できる。 保護者間の交流の活発化につながり、地域に開かれた施設として 期待できる。
児童の安全性	○	交通量の多い道路には面していない。学校と隣接していることで 多くの方の目が届き、防犯面など児童の安心・安全につながる。
利用者の大半を占める小学生が通う三田小学校に隣接し、交通量の多い道路に面していないため、通い慣れた通学路を利用して行ける小学校との複合化が最適であると思われる。		

2 睦合中学校（築 56 年）との複合化



項目	評価	備考
立地環境	○	学校敷地のため良好
児童の利便性	△	利用者の多くが小学生であることから、小学校敷地と比較して利便性が劣る。
地域コミュニティの形成の場	○	他学年を含む児童の交流の促進が期待できる。保護者間の交流の活発化につながり、地域に開かれた施設として期待できる。
児童の安全性	○	交通量の多い道路には面していない。学校と隣接していることで多くの方の目が届き、防犯面など児童の安心・安全につながる。

現在の児童館から遠くなることになり、児童館を利用している児童の利便性が低下すると思われ、地元の理解が得られにくい。

また、睦合中学校の近くには既に荻野新宿児童館があることから、近隣に 2 つの館がある必要性がない。

児童館を複合化する場合は、利用者のほとんどが小学生であることから、小学校との複合化を行うほうが、より大きな効果が期待される。

3-4 再整備の位置について

公共施設個別施設計画及び小・中学校と児童館との複合化に対する基本的な考え方を踏まえ検証した結果、三田小学校との複合化が最適であると判断しました。

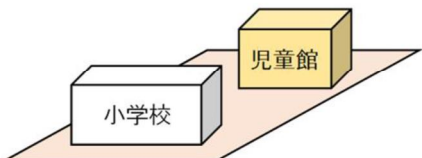
3-5 複合化の手法

複合化の手法（単独複合施設又は併設複合施設）については、次の理由から併設複合化することを検討します。

◆ 併設複合施設とする理由

- ①児童館は、児童以外の18歳未満の方が学校に立ち入るため、複合化するに当たって、セキュリティ面の確保は重要な課題であり、出入口や動線を完全に区分することができない。
- ②単独複合施設では、図書室やトイレなどの諸室についてセキュリティ確保の観点から共用にすることはできないため、複合化による施設総量及び維持管理費の抑制につながらない。
- ③公共施設個別施設計画の計画期間中（～R14）に校舎棟などの建て替えや長寿命化による改修を予定していないため、単独複合施設は困難。セキュリティ面からも、併設複合施設が望ましい。

<参考：単独複合施設と併設複合施設の違い>

	単独複合施設	併設複合施設
定義	敷地に対し1つの建物が配置 また1つの建物に対し2つ以上の施設が配置されていること  小学校敷地	敷地に対し2つ以上の建物が異なる施設として配置されていること  小学校敷地 (隣接地を含む)

3-6 三田小学校への併設複合施設整備の可能性

「併設複合施設」とした場合、三田小学校については、敷地内に三田児童館を整備するスペースが必要となりますが、令和5年9月に教育委員会が策定した「厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針」に基づき、今後、児童の水泳事業は委託化され、小学校のプールが廃止する予定であることを踏まえ、三田小学校のプール跡地を再整備の候補地として検討していきます。

◆ 厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針抜粋

<プールの除却及び跡地利用>

利用しなくなった小学校のプールの除却については、他の校舎の工事などに合わせて実施することを含め検討します。

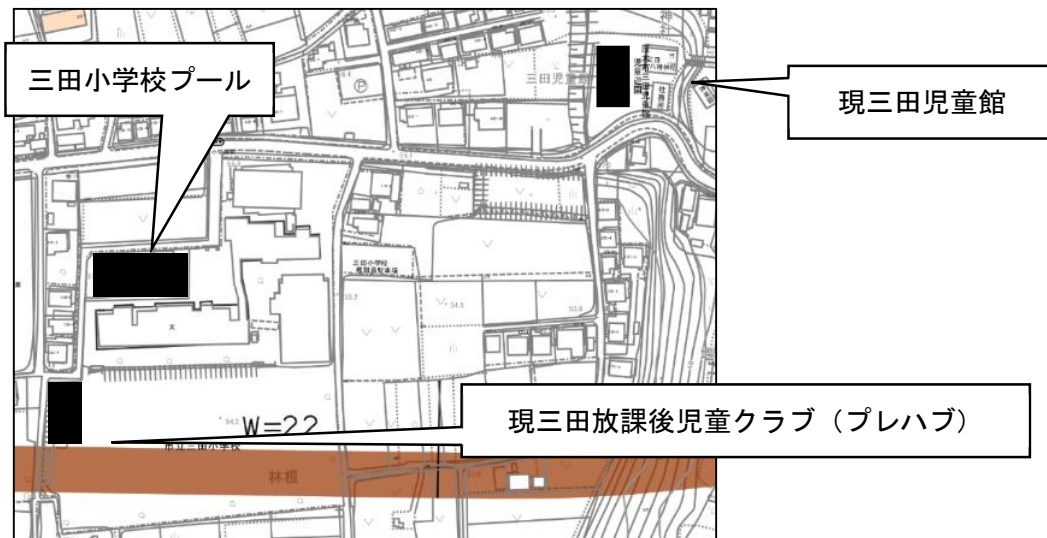
跡地利用については、学校ごとに検討することとしますが、駐車場、防災用備蓄倉庫、運動施設、広場などとして利用することや仮設校舎建築用の用地として活用することのほか、他の公共施設との関連性や学校施設周辺環境整備などを含めて検討します。

4 放課後児童クラブと児童館の複合化の検討

三田小学校の敷地には、三田児童館と同じく子どもの居場所である三田放課後児童クラブのプレハブ施設が設置されていますが、利用児童数に対して、施設の活動スペースが限られていることから、児童の受入れに制限があり、年度当初に待機児童が生じることが課題となっています。

三田児童館の再整備に併せて、児童クラブの待機児童ゼロを目指し、三田児童館との複合化について検討します。

◆ 各施設の現況位置図



◆ 三田放課後児童クラブの施設状況

施設名称	施設担当課	建築年度	築年数	更新時期	構造	延べ床面積(m ²)
三田放課後児童クラブ	こども育成課	クラブⅠ ①2003 (H15)	21 年	2063 (R45)	SR	89.43
		クラブⅡ ②2008 (H20)	16 年	2068 (R50)		107.64

◆ 三田放課後児童クラブを整備する理由等

- ①市立放課後児童クラブは、現在各小学校の教室等を利用し運営をしていますが、三田小学校では校舎内に使用できる教室がなく、敷地内にプレハブ施設を設置し運営しています。
- ②市内のうち三田小学校は児童クラブの利用希望者が多く、2クラブを運営していますが、現在の状況や児童推計を踏まえると、現在のスペースでは毎年、待機児童が発生することが想定されます。
- ③クラブⅠは平成15年3月築、クラブⅡは平成20年3月築で平成25年3月にリース期間満了によって無償譲渡されていますが、老朽化も進み、また、クラブⅡの1階部分は学校所有の体育器具庫であり、増改築が難しい状況です。
- ④放課後児童クラブと児童館を複合化することによって、一体的に子どもの居場所づくりを実現することができます。

5 スケジュール

年度	実施内容
令和6年度	1 厚木市公共施設最適化検討委員会 2 三田児童館等複合施設再整備方針策定に係る意見交換会
令和7年度	1 整備方針（案）に対するパブリックコメントの実施 2 整備方針の策定 3 新築設計委託 4 敷地測量委託
令和8年度	1 三田小学校プール解体工事 2 開発審査会への提案及び建築確認
令和9年度	1 三田児童館等複合施設新築工事＜年度内供用開始予定＞ 2 現三田児童館解体設計委託
令和10年度	1 現三田児童館解体工事

6 現三田児童館の跡地利用

三田小学校プール跡地への移転整備となることから、竣工までは現在の児童館を使用します。

新三田児童館の供用開始後の現三田児童館の跡地利用については、公共施設最適化基本計画において複合化等による余剰施設として、原則、処分することとしています。その点を踏まえた上で、借地である現状や既存建物の老朽化状況などを考慮しつつ、土地所有者への返還に向けて地域住民の御意見を伺いながら検討していきます。

なお、児童遊園についても同様に、施設所管課と調整していきます。